

令和 8 年度（2026 年度）部活動に係る活動方針

学 校 長

1 活動方針策定の趣旨等

- (1) 「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」（平成 31 年 2 月 28 日付け教環第 831 号通知）並びに「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」に関する質疑応答集（令和 2 年 3 月版）に基づき、本校における部活動に係る活動方針を策定する。
- (2) 部活動の実施に当たり、生徒の学校生活等への影響を考慮し、休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図ることができるようにする。また、障がいのない生徒等との交流により、将来の自立と社会参加に向けた心身の発達に寄与する。
- (3) 学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に則り、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続できるよう効率的・効果的に行うものとする。
- (4) 部活動は、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制しないものとする。

2 運営のための体制整備

(1) 今年度設置する部活動

ア 中学部

(ア) バドミントン部

イ 高等部

(イ) バスケットボール部

(イ) フットサル部

(ウ) バドミントン部

(エ) ダンス部

(オ) 美術・化学部

(2) 部活動に係る相談・要望の窓口

連絡先 〒084-0924 釧路市鶴野 58 番 92 電話 0154-57-9011 FAX0154-57-3390

担当 教頭 高 橋 利 典（高等部） 教頭 林 秀 智（中学部）

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出について

- ア 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- イ 部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時刻を遵守するとともに、計画を変更する場合は、校長の承認を得る。
- ウ 校長は、各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等を基に、教師や生徒の負担が過度とならないよう必要に応じて指導・改善を行う。
- エ 部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する諸経費等に係る資料を保護者に提示する。

(4) 運営に係る体制について

- ア 生徒の希望に基づき、生徒や教師の数を踏まえ、部活動顧問の専門性、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から持続可能で適正な数の部を設置する。
- イ 部活動顧問の決定に当たっては、各部に複数の顧問を配置し命課する。
- ウ 生徒指導の視点に立った部活動運営を行い、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を全教職員に対して周知する。
- エ 校長は、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、部活動指導における勤務時間管理等を行う。

(5) 運営に係る費用について

生徒会費（高等部）及び私費会計（後援会費等）から支出し、校長が決定する。

なお、合宿や対外試合、遠征に関わる費用は部活動顧問が概算し、個人負担も検討する。

3 効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動顧問は部活動の実施において、生徒の心身の健康管理（体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に留意する）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰、不適切な指導、ハラスメントの根絶を徹底する。

(1) スポーツ系部活動における指導

運動部顧問は、次のとおり生徒に対する指導を適切に行う。

- ア スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。
- イ 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- ウ 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- エ 生徒が技能や記録の向上等、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえたトレーニングを導入し、休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- オ 保健体育担当教師や養護教諭等と連携・協力し、障がいの特性や発達の個人差、成長期における体と心の状態等に関する正しい知識に基づく指導を行うこと。

(2) 文化系部活動における適切な指導

文化系顧問は、次のとおり生徒に対する指導を適切に行う。

- ア 生徒の健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る必要があること。
- イ 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう指導すること。
- ウ 専門的知見を有する教師と連携・協力し、障がいの特性や発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識に基づく指導を行うこと。

4 適切な休養日等の設定について

(1) 休養日の設定

- ア 週当たり 2 日以上休養日を設ける。
課業日は必ず 1 日以上を休養日とし、原則として休日及び祝日は休養日とする。
- イ 休日又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ウ 学校閉庁日は原則休養日とする。

(2) 活動時間の設定

- ア 1日の活動時間について、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、1週間の活動時間は、11時間以下とする。
- イ 大会、試合等の前で、休日、祝日にやむを得ず活動を行う場合は、校長と協議し決定する。
- ウ 学校所在地又は活動を行う予定の地域に、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。

5 生徒のニーズを踏まえた部活動の整備

(1) 部活動の設置、廃止

- ア 生徒の希望に基づき、生徒や教師の数（指導者数）を踏まえ、部活動顧問の専門性等を考慮して設置する。高等部においては生徒会規約に基づき設置する。
- イ 毎年、部活動の設置、廃止について協議する。

(2) 合同練習

合同練習などを行う場合は、事前に校長と協議し、保護者の承諾を得るものとする。

6 大会等への参加について

年間活動計画に示された大会への参加を原則とし、それ以外の参加については、校長と協議する。

7 部活動の充実に向けて

(1) 部活動指導の充実を図る取組

部活動の教育的意義を全教職員が共通理解し、効果的に部活動指導を行う。

(2) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動顧問は次のとおり適切な指導を行う。

- ア 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の発達のために適切な指導の内容や方法であること等を生徒に理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりに努めること。
- イ 部活動指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為をしないこと。

(3) 部活動における集団づくり

部活動内においては、生徒が互いに障がいの特性等を認め合い、暴力やいじめ等の防止を含めた適切な集団づくりを行うこと。

(4) 家庭や地域との連携を図る取組

保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

令和元年（2019年）5月7日施行

令和4年（2022年）4月1日一部改正

令和5年（2023年）4月1日一部改正

令和6年（2024年）4月1日一部改正

令和8年（2026年）4月1日一部改正